

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく
前払式支払手段の払戻しのお知らせ

令和5年3月30日に取扱い(サービス)を終了した、当社発行の前払式支払手段について、下記の通り未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内の申出をお願いいたします。

記

* 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

株式会社エビスク七条

* 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類
エビスクカード

* 払戻しの申出期間

令和5年3月31日(金)9時～12時

令和5年4月1日(土)～令和5年6月25日(日)平日9時～17時、

土・日・祝9時～13時

(この期間、平日に17時以降の対応をご希望の方はあらかじめお申し出ください。)

令和5年6月26(月)～令和5年6月30日(金) 9時～21時まで

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

* 申し出の方法

エビスクカードと身分証明書を持参し払戻しを申し出る。

* 払戻しの方法

カード残高確認後、無償ポイント(ボーナス分)を除いた金額を現金で交付する。

* 払戻しに関する問い合わせ先

〒600-8216

京都市下京区新町通七条下ル東塩小路町590-10

株式会社エビスク七条 エビスクカード払戻し事務局(平日9時～17時)

☎075-371-5609

メールアドレス ebisuku7@gmail.com

株式会社エビスク七条
令和5年3月31日